



廃止区間

南5条西15丁目

南5条西14丁目

建築基準法第42条第1項第4号道路

位置図(参考資料)
【利用にあたって】
この地図は、概ねの位置を示すために作成した資料です。そのため、道路の位置、幅員及びすみ切り長の有無などの確定にあたっては、必ず「道路に関する台帳」によりご確認ください。
札幌市都市局建築指導部道路確認担当課

70m